

Title	皇極紀の構成について
Sub Title	On the construction of the Kogyoku-Section (皇極紀) in Nihon-Shoki (日本書紀)
Author	舟越, 香郎(Funakoshi, Koro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.223- 246
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0227

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

皇極紀の構成について

舟越香郎

日本書紀において天象災異瑞祥記事が推古紀以降の諸卷に頻繁に現われ、就中皇極紀前後に集中することは、周知の通りである。

この種の記事は崇峻紀以前には極めて少なく、単独の記事として挙げられるのは、崇神紀五年条「国内多^ニ疾疫^一、民有^ニ死亡者^一、且大半矣。」⁽¹⁾・仁徳紀五十八年五月条「当^ニ荒陵松林之南道^一、忽生^ニ両歴木^一。挾^レ路而未合。」⁽²⁾・欽明紀二十八年条「郡国大水飢。或人相食。転^ニ傍郡穀^一以相救。」⁽³⁾の三例にすぎない。この他にも若干は散見するが、推古紀以降に特徴的な天象記事は無に等しく、またそれ以外にしても、その記事は何らかの説話の一部分を構成するにすぎない。このことからしても推古紀以降のそれとは、一応異質と考えておくべきであろう。

書紀の天象災異瑞祥記事の内容や書法は、書紀編述の範となつた漢書・後漢書・三国志等の史書の天文・五行志等に拠ると考えられる。これは陰陽五行説に出て秦漢時代に隆盛する、天人感應説に基づく時令説や災異説等に由来するといわれる。⁽⁴⁾しかし、書紀は編年体の史書であつて「志」をもたないゆえ、直接的には中国史書の「帝紀」に散見する天象災異瑞祥記事に倣い、一部には天文・五行志等にみえる意味付けを加えているのであろう。

皇極紀の中心的記事は、いうまでもなく二年十一月条の上宮王家滅亡と三年正月条及び四年六月条の蘇我氏誅伐につ

区分	年月	日	記 事
	11	丙午 是月 癸丑 丙辰 己未 庚申 辛酉 壬戌 甲子 丁卯	<p>夜半、地震。 行_二夏令。無_レ雲而雨。 大雨雷。 夜半、雷一鳴_二於西北角。 雷五鳴_二於西北角。 天暖如_二春氣。 雨下。 天暖如_二春氣。 雷一鳴_二於北方、而風發。 (天皇、御新嘗) (是日、皇子・大臣新嘗) 天暖如_二春氣。 雷五鳴_二於昼、一鳴_二於夜。 (舒明天皇の喪を發す) (是日、巨勢德太、誅す) (息長山田公、日嗣を誅す) 雷三鳴_二於東北角。 雷一鳴_二於東、而風雨。 (舒明天皇を滑谷岡に葬る) (是日、小墾田宮に遷る) 雷一鳴_二於夜。其声若裂。 天暖如_二春氣。</p>
	12	是歲 辛亥 甲辰 壬寅 庚寅 辛丑 乙未 甲申 甲午	<p>(蘇我大臣蝦夷、立_二己祖廟於葛城 高宮、而為_二八佾之舞。遂作歌曰</p>
区分	年月	日	記 事
	2 正	壬子	<p>五色大雲、滿_二覆於天、而闕_二於寅。一 色青霧、周起_二於地。 大風。 桃花始見。 雹傷_二草木花葉。 風雷雨水。行_二冬令。 国内巫覡等、折_二取枝葉、懸_二掛木綿、 伺_二候大臣渡_レ橋之時、爭_二陳_二神語入微之 說。其巫甚多。不可_二悉聽。 災_二難波百濟客館堂与_二民家屋。 霜傷_二草木花葉。 風雷雨水。行_二冬令。 大風而雨。 風起天寒。 西風而雹。天寒。人着_二綿袍三領。 (百濟翹岐弟王子来朝の報) (飛鳥板蓋新宮へ遷る) 近江国言、雹下。其大徑一寸。 月有_レ蝕之。</p>
	5	乙丑	
	4	甲辰 丁未 庚子 己亥 丁亥 丙戌 是月	
	3	癸亥 乙亥	
	2	是月 乙巳 庚子 辛酉	
A	c		

11	10	9	8	7	6
是月 丙子	戊午 壬子 己酉	是月 丙午 乙未 癸巳 丁亥 壬午	壬戌	是月 辛亥	辛卯 辛丑
(蘇我臣入鹿、山背大兄王等を斑鳩 茨田池水遷清。 下、独謀 _二 僭立 _一 。)	(蘇我臣入鹿独謀、将 _下 廢 _二 上宮王 等、而立 _二 古人大兄 _一 為 _中 天皇 _上) 于時、有 _二 童謡 _一 曰 _レ 八歌謡一〇七 _レ 八蘇 我臣入鹿、深忌 _二 上宮王等威名 _一 、振 _二 於天	是日、大雨而雹。 (吉備島皇祖母喪) (吉備島皇祖母喪) (吉備島皇祖母喪) (吉備島皇祖母喪) (舒明天皇を押坂陵に改葬) (吉備島皇祖母喪) (吉備島皇祖母喪) (吉備島皇祖母喪) 是日、大雨而雹。 (吉備島皇祖母墓造役中止) 茨田池水、漸々變成 _二 白色 _一 。亦無 _二 臭 氣 _一 。 (群臣に饗し、国司に詔す) (蘇我蝦夷、私に紫冠を入鹿に授 け、大臣に擬す)	茨田池水、変如 _二 藍汁 _一 。死虫覆 _レ 水。溝 瀆之流、亦復凝結。厚三四寸。大小魚臭、 如 _二 夏爛死 _一 。由 _レ 是、不 _レ 中 _レ 喫焉。 (舒明天皇を押坂陵に改葬)	茨田池水大臭、小虫覆 _レ 水。其虫口臭 而身白。 (百濟調物を質す)	(高句麗使來朝の報) (百濟使船、難波に泊す) (百濟調物を質す)
		6	3	3	正
是月	戊申	乙巳	癸卯	乙亥	是歲
其巫甚多。不可 _レ 具聽。老人等曰、移風 之兆也。于時、有 _二 謠歌三首 _一 。八歌謡一	於 _二 劍池蓮中 _一 、有 _二 一茎 _一 二萼者。豐浦大 臣、妄推曰、是、蘇我臣将 _レ 采之瑞也。 即以 _二 金墨書 _一 、而獻 _二 大法興寺丈六仏 _一 。 国内巫覡等、折 _二 取枝葉 _一 、懸 _二 掛木綿 _一 、 伺大臣渡 _レ 橋之時、争 _レ 陳 _二 神語入微之說 _一 。 其巫甚多。不可 _レ 具聽。老人等曰、移風 之兆也。于時、有 _二 謠歌三首 _一 。八歌謡一	山之兆 _一 也。 於 _二 劍池蓮中 _一 、有 _二 一茎 _一 二萼者。豐浦大 臣、妄推曰、是、蘇我臣将 _レ 采之瑞也。 即以 _二 金墨書 _一 、而獻 _二 大法興寺丈六仏 _一 。 国内巫覡等、折 _二 取枝葉 _一 、懸 _二 掛木綿 _一 、 伺大臣渡 _レ 橋之時、争 _レ 陳 _二 神語入微之說 _一 。 其巫甚多。不可 _レ 具聽。老人等曰、移風 之兆也。于時、有 _二 謠歌三首 _一 。八歌謡一	其本異而未連。 志紀上郡言、有 _レ 人、於 _二 三輪山 _一 、見 _二 猿昼睡、竊執 _二 其臂 _一 、不 _レ 害 _二 其身 _一 。猿猶 合眼曰、八歌謡一〇八 _レ 此是、經 _二 歷數 年 _一 、上宮王等、為 _二 蘇我鞍作 _一 、困 _二 於胆駒 山之兆 _一 也。 於 _二 劍池蓮中 _一 、有 _二 一茎 _一 二萼者。豐浦大 臣、妄推曰、是、蘇我臣将 _レ 采之瑞也。 即以 _二 金墨書 _一 、而獻 _二 大法興寺丈六仏 _一 。 国内巫覡等、折 _二 取枝葉 _一 、懸 _二 掛木綿 _一 、 伺大臣渡 _レ 橋之時、争 _レ 陳 _二 神語入微之說 _一 。 其巫甚多。不可 _レ 具聽。老人等曰、移風 之兆也。于時、有 _二 謠歌三首 _一 。八歌謡一	倭國、菟田郡人押坂直が芝草を喫うこ とを言上。 大伴馬飼連、獻 _二 百合花 _一 。其茎長八尺。 其本異而未連。 志紀上郡言、有 _レ 人、於 _二 三輪山 _一 、見 _二 猿昼睡、竊執 _二 其臂 _一 、不 _レ 害 _二 其身 _一 。猿猶 合眼曰、八歌謡一〇八 _レ 此是、經 _二 歷數 年 _一 、上宮王等、為 _二 蘇我鞍作 _一 、困 _二 於胆駒 山之兆 _一 也。 於 _二 劍池蓮中 _一 、有 _二 一茎 _一 二萼者。豐浦大 臣、妄推曰、是、蘇我臣将 _レ 采之瑞也。 即以 _二 金墨書 _一 、而獻 _二 大法興寺丈六仏 _一 。 国内巫覡等、折 _二 取枝葉 _一 、懸 _二 掛木綿 _一 、 伺大臣渡 _レ 橋之時、争 _レ 陳 _二 神語入微之說 _一 。 其巫甚多。不可 _レ 具聽。老人等曰、移風 之兆也。于時、有 _二 謠歌三首 _一 。八歌謡一	宮に滅す) 時人、説 _二 前謠之応 _一 曰、(歌謡一〇七 の解) (百濟太子余豊、蜜蜂を三輪山に飼 う)

区分		年月		日		記事	
		11	7			<p>○九・一一〇・一一一▽ (東国の常世神信仰を秦造河勝が懲す) 時人便作歌曰、△歌謡一一二▽ (蘇我入鹿の甘櫛岡の邸宅の驕横)</p>	
B e		4 正				<p>或於_二阜嶺_一、或於_二河辺_一、或於_二宮寺之間_一、遙見有_レ物。而聽_二猴吟_一。或一十許、或廿許。就而視之、物便不見、尚聞_二鳴嘯之響_一。不能_レ獲_レ觀_二其身_一。△旧本云、是歲、移_二京於難波_一。而板蓋宮為_レ墟之兆也。▽時人曰、此是伊勢大神之使也。 高麗學問生鞍作得志、虎より術を学</p>	
		6	4			<p>報。 (蘇我氏誅伐の謀議) (蘇我入鹿誅伐) 是日、雨下潦水溢_レ庭。 (蘇我蝦夷自殺) 於是、或人說_二第一謡歌_一曰、(中略) 謀_レ戮_二入鹿_一之兆也。說_二第二謡歌_一曰、(中略) 天使_二入誅_一之兆也。說_二第三謡歌_一曰、(中略) 此即入鹿臣、忽於_二宮中_一、(中略) 所誅之兆也。 (讓位・中大兄立太子)</p>	
庚戌		己酉	戊申	甲辰	戊戌		
区分		年月		日		記事	

二

まず、順に従って〔A〕の各区分から検討を進めていきたい。

(a) の即位前紀から元年八月条の記事は、さらに (イ) 即位前紀と元年正月条の皇極天皇の系譜と即位次第及び大臣補任という帝紀的記述、(ロ) 正月より八月条にかけての百濟・高句麗・新羅使の来朝と帰国、(ハ) 「雨」を中心とした天象災異瑞祥記事の三群に分けることが可能であろう。

(イ) の帝紀的記述は、各巻に共通する冒頭の記事であり、それ自身問題は少ない。(ロ) の外交記事は、内容的に一

連のものと考えられ、これを鈴木靖民氏は、百済系帰化人の筆あるいは百済使来朝の契機を作った阿曇連比羅夫の家記から出たと想定される。⁽⁵⁾ 書紀編纂の史料に阿曇氏の家記の利用が他からも予想されることからして、妥当といえよう。

(ハ)の天象災異祥瑞記事は、「雨」に関するものが列び、途中に「熟稻始見」・「客星入月」・「白雀子」⁽⁷⁾をはさみ、七・八月条の請雨記事で結ばれる。冒頭に登場の「無雲而雨」⁽⁸⁾に類する記事の初見は、敏達紀十四年三月丙戌条の「無雲風雨」⁽⁹⁾であり、他に舒明紀十一年正月丙辰条に「無雲而雷」⁽¹⁰⁾の例がみえる。

「無雲而雨」に始まり、三・四月に中国史書に類例の多い「霖雨」が続くなかで、五月には瑞祥的な「熟稻始見」そして六月には「大旱」と、やや不合理ともいえる記事が入り、次の七・八月の請雨記事に連ねている。これは明らかに請雨記事を意図した述べ方であろう。また、請雨記事そのものも書紀特有の論理で構成されている。すなわち、その主格において、(Ⅰ)群臣(村々祝部)、(Ⅱ)蘇我大臣、(Ⅲ)皇極天皇と変り、その方法も、(Ⅰ)土俗的な殺牛馬、(Ⅱ)仏教儀礼、(Ⅲ)神祇儀礼である四方拜、さらにその結果としては、(Ⅰ)「無所効」、(Ⅱ)「微雨」・「不能祈雨」、(Ⅲ)「雷大雨、遂雨五日」と最後に効果が現われる。ここには、より権威的なものへ進行する論理が窺われ、最終的には神祇儀礼と至徳天皇たる皇極天皇に帰着する。⁽¹¹⁾ これは、蘇我大臣と皇極天皇の権威の対決であり、編者の意図としての八世紀的論理が窺われよう。

蘇我大臣の読ませたという「大雲経」の名は、唐則天武后の載初元年(六九〇)偽撰の「大雲経」⁽¹²⁾と秘密部の「大雲輪請雨経」に求められるが、恐らくは後者であろう。しかし、時代的に前者はもちろん、後者の場合にも問題が残る。一般に「大雲輪請雨経」には四訳があり、⁽¹³⁾北周天和五年(五七〇)闍那耶舎による「大雲請雨品」の一卷、隋開皇五年(五八五)那連提耶舎による「大雲輪請雨経」の二巻、隋闍那崛多(五二三〜六〇〇)による二巻、唐不空(七〇五〜七七四)による二巻である。皇極紀の「大雲経」は不空訳以外の何れかであろうが、その招来時期が問題となろう。

「雨」の記事のなかで、八月己丑条の「是日夜半、雷鳴於西南角、而風雨云々」は、次の(b)の「雷五鳴於西北

角二などに類似するが、この記事の全体は百濟使人の帰国とその遭難についてであり、多少は皇極紀編者の加筆があるとしても、前述の阿曇氏の外交記録に備わっていた語句と考えられよう。でなければ、百濟使船の遭難の原因が出てこないであろう。

七月壬戌条の「客星入_レ月」は、新旧唐書にみえない書紀独自の天文記事であるが、観測事情の遅れた皇極朝の事実とは考え難い。「客星」については、史記天官書に「客星出_二天廷_一、有_二奇令_一」とか後漢書章帝紀元和二年四月乙巳条に「客星入_二紫宮_一」など多くの例がみえる。皇極女帝を陰すなわち月とみると、蘇我氏すなわち客星による専権と没落を予期させる記事と考えられないこともなからう。

三

次に(b)では、「雨」に加えて「地震」・「雷」・「風」という多様な天象災異記事が現われ、最後の是歳条に蘇我大臣の祖廟築造と八僧の舞などを、さらにこれに乳部を徵発された上宮大娘姫王の発憤を載せ、来るべき上宮王家滅亡の直接的原因を明示している。

右以外には、(イ)九月条の百濟大寺造宮の詔、(ロ)九・十月条の越辺蝦夷の内付、(ハ)十月条の新羅使船、(ニ)九月・十二月の遷宮と十一月・十二月条の新羅及び舒明天皇葬送などの帝紀の記事を載せている。

(イ)の百濟大寺は、後の大官大寺であるが、これに類似する記事は舒明紀十一年七月条にもみえ、疑問の余地もあるが、⁽¹⁵⁾恐らくは寺院関係の史料から出たものであるろう。(ロ)の蝦夷の内付もや唐突であり、あるいは朝廷での饗宴に對比して蘇我大臣による饗宴に重点が置かれた記事ともいえよう。(ハ)の新羅使船の記事は、前述の(a)の外交関係記事に含まれるものであろう。

さて、(b)の多様な天象災異記事は、十月是月条の「行_二夏令_一」を要としており、これは(c)にみえる「行_二冬令_一」

の場合と同様であろう。異令災異説を述べる礼記月令には、「孟冬（中略）行夏令、則国多暴風、方冬不寒、蟄虫復出」と、十月孟冬に夏令を行なった場合の自然の運行の変化を説明している。しかし、皇極紀の場合には該当する十月だけではなく、(b)全般にこの異令災異説が適用され、特に十・十一・十二月条の「雨」・「風」・「(冬)雷」・「天暖如春氣」などの一連の記事は、礼記月令の孟冬の夏令の説明に導かれていると、各々いえよう。⁽¹⁷⁾

「地震」について後漢書五行志は、和帝永元四年六月の竇太后摂政・安帝永初元年の鄧太后摂政を各々「春秋漢含孳曰、女主盛、臣制命、則地動坼畔震起山崩」・「李固曰、地者陰也、法当安静、今迺越陰之職、專陽之政、故応以震」などと説明し、太后摂政すなわち陰たる女人専権、臣下専権や皇帝失政などによるとしている。女人専権といえは、皇極女帝にあてはまるとも考えられるが、⁽¹⁸⁾皇極女帝は天皇であって、後漢の太后摂政とは別に考えられよう。陰たる臣下すなわち蘇我大臣専権を暗示するとみるべきであろう。直接的には同じ十月条の越辺蝦夷内付に対する蘇我大臣の饗宴、さらには元年是歳条の蘇我大臣の祖廟築造などの驕横に関連する記事とみるべきでなからうか。

(a)・(b)の一連の天象災異記事や(c)の茨田池水変記事については、この間にある先帝舒明の葬送記事に注目して、舒明紀に語られる上宮王と田村皇子(舒明)の皇位継承争いで、蘇我蝦夷に擁立された舒明に対する書紀編者の冷淡な態度の結果とみる説もある。⁽¹⁹⁾しかし、それでは一連の天象災異記事の五行志的理解が必ずしも明確でなからう。

(b)の最後には、蘇我蝦夷が葛城高宮に祖廟を築造して八佾の舞をなし、自ら歌を詠んだことが記される。蘇我氏の動向を中心に考えると、この記事が(b)の結びであり中心であることは疑いなからう。葛城高宮については、蘇我氏が葛城氏と同族であることを主張することからして、⁽²⁰⁾考えられない場所ではない。高宮の「宮」は単なる地名の一部ともみられるが、続く八佾の舞や、三年十一月条の「呼大臣家、曰上宮門」などの記述からすると、必ずしも地名と看過することはできないであろう。八佾の舞は、礼記祭統に「八佾以舞大夏、此天子之樂也」、また論語八佾に「子謂季氏、八佾舞於庭、是可忍也、孰不可忍也」ある。これを後漢馬融は「孰誰也、列也、天子八佾諸侯六卿大夫二八人為列

八八六十四人、魯以_二周公故_一、受_二王者礼楽_一、有_二八佾之舞_一、季桓子僭於_二其家廟_一舞_レ之、故孔子譏_レ之⁽²¹⁾と注釈する。蘇我蝦夷が天子の楽である八佾を舞うことは、余りにも論語の季氏の例に似ており、恐らく故事を知る皇極紀編者の述作であろう。

蘇我蝦夷自作とされる歌謡(一〇六)を、橘守部は⁽²²⁾「一首の意、歌の表は、大倭の忍海の河の広き瀬を渡らむと、足結手刷り、腰のあたりまでも引き揚て、身の用意すといひて、裏には、今間^ナもなく大八洲を広く押領せん、それ故に先づ、先祖ノ廟をも天子と等しく祭りおくぞとなり」と解釈する。守部のいう表の意味すなわち歌謡本来の姿は、農民の日常生活の一端を詠んだものとみて支障ないであろう。そして編者の意図するところ、すなわち皇極紀の記事構成のなかでの意味もまた、守部の解釈が妥当であろう。皇極紀の歌謡のなかで、これは予兆・批判と明記されぬものであるが、前後の文から推してその意図は、蘇我氏驕横の記事的效果をねらったものといえよう。

さらにこの歌謡に続いて、蘇我氏が今来に雙墓を営み、その役民として上宮王家の乳部を徴発したことを記している。対して上宮大娘姫王は「蘇我臣、專擅_二国政_一、多行_レ無_レ礼、天無_二二日_一、国無_二二王_一、何由任_レ意悉役_二封民_一」と発憤し歎いたという。そして、皇極紀編者は「自_レ茲結_レ恨、遂取_二俱亡_一」と、翌二年十一月条の上宮王家滅亡の直接的原因と述べて、元年紀を結んでいる。このなかで「天無_二二日_一、国無_二二王_一」は、三国志呉志諸葛恪伝に「夫天無_二二日_一、土無_二二王_一」などとある著名な句であるが⁽²³⁾、これは上宮大娘姫の言葉というよりは、むしろ蘇我氏驕横に対する皇極紀編者の態度であろう。

このように(b)は、十月条の夏令を中心に展開し、最後に蘇我氏驕横記事でまとめ、次の(c)の上宮王家滅亡という皇極紀前半の中心的記事の前段階を形成するとみられるのである。

四

二年紀の全てが該当する(c)は、三・三月条の「冬令」などを中心に、さらに多様化した天象災異瑞祥記事が展開し、十一月条の上宮王家滅亡記事を結びとしている。ここには、(イ)四・六・七月条の百濟・高句麗使来朝記事、(ロ)四月条の遷宮と九月条の舒明帝改葬及び吉備島皇祖母葬儀という帝紀的記事、(ハ)十・十一月条の蘇我氏驕横と上宮王家滅亡記事などが述べられており、その間に種々の天象災異瑞祥記事が配置されている。

(イ)の記事は、前述の(a)の外交記事との関わりが注意される。すなわち、四月条の百濟翹岐の来朝については、前年正月条に同じく筑紫よりの馳馭にて奏言されたことが記される。また、六月条の百濟調使船の難波津到着も前年五月条にその事実が認められる。さらに、同じ六月条の筑紫大宰による高句麗使来朝の報告について、書紀は「高麗、自己亥年不朝、而今年朝也」という群臣の言を載せるが、これはすでに前年二月条に高句麗使来朝とその国情報告という形でみえており、大きな矛盾といわざるをえない。このように、百濟・高句麗使に関する一年を隔てた記述は、基本的に類似的の点が多く、恐らく複数の外交史料を用いた結果起った書紀編者の錯誤であろう。²⁴⁾

(c)の記事は、正月壬子条の「五色大雲、滿覆於天、而闕於寅、一色青霧、周起於地」によって始まる。これについて書紀集解は「京房易飛候曰、視四方、常有大雲五色、具而不雨、其下賢人隱、青雲潤沢蔽雲在西北、為拳賢良」・「望氣經曰、十月癸巳、霧赤為兵、青為殃」の例をあげている。これは天下に賢人が隠逸し、禍いの起ることを示している。もし、これに皇極紀をあてはめるとすると、この記事が二年紀冒頭に位置することからして、「殃」は結びの上宮王家滅亡事件、また「賢人隱」とは中大兄皇子・中臣鎌足らの反蘇我氏勢力が未だ隠然たる存在であったとみることが可能であろうか。

二・三月の「冬令」について、礼記月令は「仲春^(二月)(中略)行冬令、則陽氣不勝、麥乃不孰、民多相掠^(三月)・「季春、行

冬令、則寒氣時發、草木皆肅、国有大恐」と述べている。これに従うと、二・三・四月条に分分する「大風」・「雹(霜)傷草木花葉」・「風雷雨氷」・「西風而雹、天寒、人着綿袍三領」・「近江国言、雹下、其大徑一寸」などの記事は、この「冬令」によって展開するとみられよう。また、季春冬令の「国有大恐」の一句は、(c)末尾の上宮王家滅亡事件を想起させよう。⁽²⁵⁾このような天候不順記事のなかで二月条の「桃花始見」は、やや理解に苦しむ。漢書五行志によれば「冬雷、桃李華、常與之罰也」とあり、冬の場合には異事としての意味を持ち、漢書などの史書においても春以外の季節にかける例が殆どである。皇極紀の場合、むしろ瑞祥的といえよう。あるいは、これで春から夏の気候不順を強調するのであろうか。

五月乙丑条の「月有蝕之」は、天武紀九年十一月条とともに書紀の数少ない月蝕の例であり、西暦六月八日の月蝕に相当するという。しかし、この月蝕は、我が国では観測不可能であり、⁽²⁶⁾恐らく机上の計算に基づく天文記事であろう。

七月から十月条の茨田池水変の記事は、後漢書五行志に「(永初)六年、河東池水変色、皆赤如血、是時鄧太后猶專政」の例がみえるように、歴代五行志に共通する「水変色」であり、あるいは時の蘇我氏專政を咎めることを意図したものであろうか。この茨田池水変に関わる一連の記事は、内容的にかなり具体的であり、虚構として必ずしも全てを否定することはできないであろう。

二月是月条には、前述の「冬令」に続き、「国内巫覡等、折取枝葉云々」の記事がみえるが、これと殆ど同文の記事が三年六月是月条にも述べられている。ただし後者は「老人等曰、移風之兆也」の一句と謡歌三首を含み、来るべき蘇我氏誅伐を予言させている。これを河村秀根⁽²⁷⁾や津田左右吉氏⁽²⁸⁾などは、天智紀などに多い重出記事とみなし、謡歌等を含む後者を正しいとみている。しかし、短文で語句の相異の多い重出させやすい記事と異なり、長文でかつ殆ど同文のものを重出とみることは、余りにも粗放にすぎよう。あるいはこの同文の部分は、四年六月条の蘇我氏誅伐の兆と本来限定されたものではなく、皇極朝の蘇我氏驕横を一般的に示す巷説であったのではなからうか。この記事が巷説にすぎないことは、

一国内巫覡等」・「大臣渡_レ橋之時」・「争_レ陳_二神語入_レ微之說_一、其巫甚多、不_レ可_二具_レ聽_一」という極めて曖昧な場所・時・内容の表現からも推すことができよう。それゆえ編者が皇極紀に採用するにあたり、上宮王家滅亡と蘇我氏誅伐のいずれの事件にもかけ、あるいは三年六月条の方に「老人等曰、移風之兆也」の一句と謡歌三首を付加することにより、編者自身の判断として後者の記事に重点を置いたのではなからうか。

「兆」字を用いる表現は、書紀編纂分担区分現象で一グループをなす皇極・孝徳・斉明紀に多く、⁽²⁹⁾恐らく書紀編者の筆によるであろう。そして、この「兆」字は、皇極紀と同様に天象災異瑞祥記事の多い推古・舒明紀には全くみえないことが注意される。

十月戊午条の「童謡」(一〇七)は、他に「謡歌」あるいは「時人」・「或人」の作として、ある事象の予兆・批判としての歌謡であり、皇極・天智紀に多く現われる。皇極紀の歌謡(一〇六・一一二)は全てこの範囲に入ると考えられ、皇極紀の構成を考えるうえで大きな意味をもっている。この手法は、例によって漢書・後漢書等の五行志に倣ったものである。それゆえ歌謡そのものも最初からそのためのものではなく、民謡などで特に女性関係を詠んだ歌垣等のものが利用される場合が多い。⁽³⁰⁾ 十月戊午条の「童謡」は、蘇我入鹿が私に蝦夷より紫冠を受け、古人大兄皇子擁立を企てた際のもことされる。この「童謡」が上宮王家滅亡の兆であることは、その事件の記事の末尾に「時人、説_二前謡之_レ応_一曰」と説明され、また分註に「蘇我臣入鹿、深忌_二上宮王等威名_一、振_二於天下_一、独摸_二僭立_一」とあることから理解される。これは元年紀末尾の「自_レ茲結_レ恨、遂取_二俱亡_一」、そして元年から二年紀に渉る記事のひとつの帰結とみることも可能であろう。

以上の他に、(c)には三月癸亥条に難波百済客館堂火災と、最後に是歳条として百済の人質余豊の蜜蜂養育の記事が載せられる。

前者は、五行志の例をみれば災異記事ともいえるが、⁽³¹⁾外交記録の中に含まれていても支障ない記事である。後者の余豊は、舒明紀三年条に人質として来朝したことがみえ、前者の火災記事と同様、その逸話が何らかの史料として残っていた

とみてよからう。

このように、「冬令」・「国内巫覡」・「茨田池水変」・十月条の蘇我氏驕横・「童謡」と、次第に多様化する反蘇我氏的天象災異瑞祥記事を展開させながら、(c)は十一月丙子条の蘇我入鹿による上宮王家滅亡という長文の記事へと進み、「A」元年及び二年紀の結末を構成するのである。

五

三年及び四年紀に渉る〔B〕の記事は、三年正月条の中臣鎌足の登場に始まり、四年六月条の蘇我氏誅伐を結びとす。この間に特徴的なことは、「A」に数多く登場した天象記事が殆ど姿を消し、比較的長文の災異瑞祥記事が分布することである。そして三年紀は、最初に中臣鎌足・中大兄皇子らによる蘇我氏誅伐の謀計の進行を示す一群の記事が入り、十一月条の蘇我氏驕横を具体的に描く最後の記事により結ばれる。また四年紀は、大半を蘇我氏誅伐の実行という一群の記事に割り、皇極紀全体の最後を締め括っている。このことよって、「B」は、(d)三年紀と(e)四年紀に区分されるよう。

(d)は、冒頭の正月乙亥条にかけて中臣鎌足の神祇伯固辞と軽皇子・中大兄皇子及び蘇我倉山田石川麻呂との出会い、そして彼らによる蘇我氏誅伐謀議の進行を載せ、最後の十一月条でもって蘇我氏父子の甘檮岡の邸宅の驕横ぶりを記し、その間にいくつかの災異瑞祥記事を配置している。

三年正月条と四年六月条の蘇我氏誅伐の記事、前述の二年十一月条の上宮王家滅亡の記事、及び皇極紀の他の記事の文は、三者それぞれに文末助字の使用傾向が異なるといわれる。⁽³²⁾このうち上宮王家滅亡と蘇我氏誅伐の記事には、すでに先学の指摘されるように、ある程度まとまった原史料が存在したのである。⁽³³⁾

三年正月条に続く三月条には、⁽³⁴⁾休留すなわちふくろうが、豊浦大臣の大津宅倉に子を産んだことが記される。瑞祥とも

るに於てこの記事に、どのような意味が隠されるのかは判断できかねるが、ここで「蘇我大臣（蝦夷）」ではなく、皇極紀に例の少ない「豊浦大臣」の呼称が付せられるのが注意される。「大津宅倉」の具体性といい、何らかの拠るべき史料が存在したことも想像される。三月条にはこれに続いて、倭国菟田郡人押坂直が「芝草」を喫う記事を書せている。この「芝草」も瑞祥であるが、⁽³⁴⁾押坂直について「闕名」と註記することから考え、これも何らかの史料に基づくと思われる。さらに六月癸卯条には、大化五年に右大臣となる大伴馬飼による百合花献上が記される。これは所謂「木連理」で瑞祥であるが、⁽³⁵⁾馬飼の後の地位を考えると、蘇我氏誅伐を予祝した記事ともできようか。

これらの瑞祥あるいは異事の記載は、何らかの史料に基づき、他に帝紀的または内外の政治に関係する記事の少ない三年紀の空白の部分に、まとめて配置された可能性も考えられる。これは、七月条の秦河勝による東国の常世神信仰の弾圧の物語についても窺うことができよう。書紀・広隆寺縁起・上宮聖徳太子伝補闕記・聖徳太子伝暦などに一致する秦河勝の活躍年代は、用明・推古朝であり、伝暦の推古二十七年正月条の蜂岡寺塔心柱の建立の際、「川勝造此日致仕、受身而退」とあるのが注意されよう。秦河勝の事蹟として、皇極朝はやや無理があると考えられる。

六月乙巳条には、志紀上郡が三輪山の猿の歌謡（一〇八）を言上したことを載せ、「此是、⁽³⁶⁾経歴数年、上宮王等、為蘇我鞍作、⁽³⁶⁾困於胆駒山之兆也」と解釈されている。猿に何かを託して語らせることは、（e）の四年正月条の「猴吟」とともに興味深い。古代日本人の思考や信念の上で猿が神使としての性格をもつことは考えられるが、⁽³⁶⁾埤雅所引の白虎通が猿猴について「楚人謂之沐猴」、旧説、此獸無脾、以行消食、猿之德静以緩、猴之德躁以鬻」と述べることは、書紀の「見猿昼睡、竊執其臂、不害其身、猿猶合眼歌曰：『而聽猴吟、或一十許、或廿許、就而視之、物便不見、尚聞鳴嘯之響』」の記述と対応して興味深いものがある。あるいは猿猴に対する觀念としてこのような知識があったともみられよう。三年六月条は、前述の上宮王家滅亡の兆であったという過去の事件に溯る予兆記事であるが、その歌謡の「兆」の用字や「志紀上郡」という後世的表記などからして、⁽³⁷⁾拠るべき何かが存在したとしても、編者の手がかなり加わっている。

ることは確かであろう。

次いで六月戊申条には、劍池に一莖二萼の蓮花が生じたことについて、⁽³⁸⁾ 豊浦大臣が「蘇我臣將、榮之瑞也」と称し、金墨書をなして大法興寺丈六仏に献じたことが記される。これは明らかに蘇我氏に対する瑞祥であるが、ここで「妄推曰」という、恐らくは編者の手による一句が挿入されたことにより、蘇我氏の驕横が極まり、逆説的に非難の対象としてとみられよう。ただし、この記事も皇極紀一般と異なる「豊浦大臣」の用字からして、原史料の存在は十分に考えられよう。「大法興寺丈六仏」の名からみて、あるいは法興寺（飛鳥寺）などの仏家側史料から出た記事とも考えられる。

そして、「妄推曰」の一句で強調された蘇我氏驕横記事は、前述の六月是月条の「国内巫覡云々」と「老人等曰、移風之兆也、于_レ時、有_二謡歌三首_一」を経て、十一月条の甘檮岡の邸宅の帝王に模した驕横ぶりを伝えることによって、その結びとするのである。

六

(e)の四年紀は、月日別にその記事を数えると、六月条の蘇我氏誅伐実行を物語る三項目を含めて、全部で六項目にすぎない。

まず冒頭には、前述の(d)の三年六月乙巳条でも触れた「猴吟」の記事が登場する。これについて書紀の分註は、「旧本云、是歳、移_三京於難波_一、而板蓋宮為_レ墟之兆也」と明言する。これは、孝徳紀大化元年十二月癸卯条の難波長柄豊碓宮遷都、すなわち大化改新の新政の実現を予兆したものである。この難波遷都については、孝徳紀のその部分に「老人等相謂之曰、自_レ春至_レ夏、鼠向_三難波_一、遷都之兆也」と五行志的記述で説明をくり返している。予兆記事としては孝徳紀の方が、中国史書にも例が多い⁽³⁹⁾ことから、より理解しやすいであろう。皇極紀では、この「兆」を分註に下げ、本文には「诗人曰、此是伊勢大神之使也」と述べる。「伊勢大神」を「伊勢神宮」と同一視すると、この国家的神祇信仰の頂点に

立つ伊勢神宮の地位は歴史上、天武・持統朝以後に明確になることからして、この本文の一句によって書紀編纂の意図の一端、あるいは大化改新の新政に対する編者の意識を窺うことができよう。分註の「日本云」は原史料となった一本であろうが、「兆」の用字が含まれることを考えると、これも編者の分註を借りた主張とみるべきであろう。本文に「伊勢大神之神使」を「時人曰」の形で付加することにより、編者は、単なる遷都という一政策以上のこと、すなわち四年六月条の蘇我氏誅伐に始まる大化改新全体を対象とした災異記事を意図したのではなからうか。

続いて四月戊戌条には、鞍作得志なる留学生が、高句麗にて虎より術を学び、後に帰朝しようとして毒殺されたことが、高麗学問僧等の報告の形で述べられる。この妖事は、その皇極紀における記載意図を直接に知る材料はないが、時代の変転するあやしさを暗示する効果を与えているとみられよう。⁽⁴¹⁾ 元年・二年紀に重出させられたと考えられる高句麗使の来朝、あるいはそれとともに帰朝した学問僧等から出た史料に基づく記事であろう。本来的には、皇極紀のこの位置に「戊戌」の干支を与えられて置かれる必然性の少ない記事である。

皇極紀の最末尾を構成する四年六月条には、甲辰・戊申・己酉の三日に渉る蘇我蝦夷・入鹿父子の誅伐という長文の記事が登場する。前述のように、この一群の記事は、皇極紀の他の一般記事とは異なって、何らかのまとまった史料に基づくであろう。⁽⁴²⁾ この部分では、三年正月条の場合と異なって、中臣鎌足は中心的役割を事実上与えられていない。これについて横田健一氏は、三年正月・四年六月条の記事の原史料と考えられる「原大織冠伝」の更に原史料が存在し、それは中臣鎌足の伝記と入鹿誅伐説話の二本であったのではと想定されている。⁽⁴³⁾ 従うべき見解であろう。

この一群の記事のなかには、戊申是日条に「是日、雨下潦水溢庭」と皇極紀最後の天象記事が含まれ、蘇我氏誅伐の場面の効果を高めている。整った語句の利用から考えて、書紀編者の手が原史料に加わったとみるべきであろう。この後、六月己酉条の蘇我蝦夷自殺のあとを受けて、「或人説」として三年六月是月条の「謡歌」三首（一〇九・一一〇・一一一）の解が、中大兄皇子・中大兄皇子・中臣鎌足らによる蘇我氏誅伐謀議の進行、上宮王家滅亡に対する天の報復、そし

て蘇我入鹿殺害の「兆」と、結果論的に説明され、皇極紀の記事は事実上締め括られている。

七

以上のように、皇極紀の四年間の記事は、「A」・「B」に大区分され、これはさらに(a)・(b)・(c)と(d)・(e)に細かく区分されながら、各々がひとつのまとまりをもち、しかも全体的に連続する効果を期待されて述べられているといえよう。全体をみて注意されるのは、(a)・(b)と(d)の結びに蘇我氏驕横を示す記事が置かれ、それによって次の段階と区分されることである。そして、(c)の結びには、上宮王家滅亡事件の記事が置かれることにより、次の「B」との大段落を形成し、さらに(e)すなわち「B」の結びとして蘇我氏誅伐の記事が置かれて、皇極紀全体が締め括られている。

皇極紀の記事を内容的に分類すると、(1)二年十一月条の上宮王家滅亡・(2)三年正月条の中臣鎌足らによる蘇我氏誅伐謀議・(3)四年六月条の蘇我氏誅伐実行・(4)先帝葬送や遷都などの帝紀的記事・(5)朝鮮半島諸国との外交関係記事・(6)蘇我氏驕横を物語る記事・(7)天象災異瑞祥記事などとなっている。このなかで(4)と(5)は、元年及び二年紀すなわち「A」に現われて、三年及び四年紀には、最末尾の皇極天皇の讓位を示す記事を除いては全く現われない。(1)から(3)については、ある程度まとまった史料の存在の可能性があることは、前述の通りである。また、何かしらの拠るべき史料の存在が予想される記事で、年月日という時間性についてもある程度の信用度が窺えるのは、一部外交関係記事に重出ということも考えられるが、皇極紀の中心となる(1)から(3)、(4)と(5)に限られるであろう。(6)と(7)、とりわけ(7)については、その信用度はかなり低いとみななければならない。「表Ⅱ」のように、天象災異瑞祥記事の日付けをみると、他の諸記事と比較して月の上旬と「是月」条に多く分布する傾向がみえ、これらの記事の時間性、ひいては史料性そのものにも消極的な材料を与えていよう。⁽⁴⁴⁾

〔表Ⅱ〕 皇極紀記事の分布

	天象災異 瑞祥記事	その他の記事
上旬	24	15
中旬	13 { 8 5	21 { 14 7
下旬	12	17
是月	11	0
是歲	4	2
是年	0	2
他	0	1
計 (113項目)	64	59

天象災異瑞祥記事の数には、その他の記事と重複するもの10例を含む。

皇極紀の天象災異瑞祥記事は、上述のように、それぞれの区分において特徴的に現われる。すなわち(a)では、「雨」を中心とする天象記事が、七・八月条の請雨記事を結びに、(b)では、十月条の「夏令」を中心とする多様な天象記事が、是歳条の「八佾」の蘇我氏驕横記事を結びに、(c)では、二・三月条の「冬令」を中心とする天象災異瑞祥記事が、十月条の蘇我氏驕横と翌月の上宮王家滅亡記事を結びとして、それぞれ展開する。さらに(d)では、天象記事が消えて歌謡を含む災異瑞祥記事が、十一月条の蘇我氏驕横記事を結びに、(e)では、災異記事が六月条の蘇我氏誅伐記事を結びにして展開する。

このような大化改新前夜の皇極紀の記事の展開は、その冒頭の「天皇順考古道、而為政」と「大臣見入鹿更名、鞍作、自執国政、威勝於父、由是、盜賊恐懼、路不拾遺」という二者対立的記事が導入となっている。これは、蘇我氏誅伐を必然的結果として、皇極紀が最初に暗示を与えているといえよう。その全盛期であったにもかかわらず、皇極紀以前の諸巻にはこのような蘇我氏に対する態度は見出し難い。

結局、このような態度を前提として皇極紀編者は、先の(1)から(5)の拠るべき史料のある記事を中心に、中国史書の帝紀や五行志等に倣って、それぞれ関連させながら効果的に構成編述したのであろう。大化改新という律令国家への出発前夜である皇極朝の四年間、特に三・四年は、帝紀あるいは内外の政治などの史料が乏しかったようである。

なお、念のため、このような皇極紀の構成編述の方法は、同じく天象災異瑞祥記事の目立つ推古・舒明紀にも認められることを述べておきたい。推古紀は三十四年紀以降の全体的に記事の少ない部分に、舒明紀は六年紀以降に集中して、天

〔表Ⅲ〕推古・舒明・皇極紀の天象災異瑞祥記事

推古紀	舒明紀	皇極紀
<p>霖雨・霖雨大水・大雨 寒以霜降 雹零大如桃子・雪也 旱之</p>	<p>霖雨・霖雨大水 大風而雨 大風之折木発屋 無雲而雷</p>	<p>霖雨・微雨・雨五日・五日連雨・雨 無雲而雨・大雨而雹・風雷雨氷・大雨雷・雷大雨・大風而雨 大風・風起天寒・西風而雹天寒人着綿袍三領 天暖如春氣 雹傷草木花葉・霜傷草木花葉・雹下其徑一寸 雷鳴於西南角而風雨・雷一鳴於北方而風發・雷一鳴於西北角・雷一鳴於夜其 声若裂 大旱</p>
<p>桃李実之・桃李花之・ 有瓜大如缶 五穀登之・五穀不登百 姓大飢・天下大飢之</p>	<p>桃李花</p>	<p>祈雨 夏令・冬令 熟稻始見・桃花始見</p>
<p>地動・地震神祭祀</p>	<p>災岡本宮</p>	<p>地震・地震而雨・地震而風 災難波百濟客館堂云々</p>
<p>天有赤気云々 日有蝕盡之</p>	<p>日蝕之 星入月 長星・簪星・大星・流星・天狗</p>	<p>五色大雲・一色青霧 月有蝕之 客星入月</p>

有物其形如人・有物入 罍其形如兒 有蠅聚集云々		茨田泚水変 猴吟
(歌謡) 沈水・白鹿	瑞蓮(一茎二花)	童謡・猿歌・時人歌・(歌謡) 白雀子・芝草・休留 百合花(本異而未連)・蓮(一茎二萼)

象災異瑞祥記事が現われる。とくに舒明紀は、量的に記事の大半を、何らかのまとまった史料の存在の考えられる即位次第に割り、治世十三年間の記事は、皇極紀以上に見るべきものがない。元年紀以降五十三項目、六年紀以降に限ると三十五項目という月日別の記事数のなかで、十五項目が天象災異瑞祥記事に相当する。詳細は他に譲るが、このような点を考慮すると、推古・舒明・皇極紀は、記事構成のうえで共通の要素を含むといえよう。⁽⁴⁷⁾しかし、三者の天象災異瑞祥記事を対照させると、「表Ⅲ」のように五行志の記事ということでは共通するが、使用される語句などでは必ずしも皇極紀と推古・舒明紀は同一系統の編者の手になったとは考えられぬ面を含んでいる。すなわち、語句の相異に加えて、地震・日蝕・星などのように、一方に多く他方に少ないか全く見えない記事も多いのである。また、推古・舒明紀の方が、語句の面で漢書・後漢書などの例に近いことも指摘できる。⁽⁴⁸⁾

このようなことから、従来の日本書紀編纂の分担区分現象の研究において、舒明・皇極紀の間に一線が設けられるとする説は、⁽⁴⁹⁾容認されるべきであろう。

八

以上、極めて表面的な考察の結果ではあるが、皇極紀はその記事の内容や構成からみて、大化改新という古代国家の大変革の前夜を語るものとしては、極めて曖昧かつ史料的な信憑性に欠ける記録とみななければなるまい。このことからし

て、今回直接の考察の対象から除いた上宮王家滅亡・蘇我氏誅伐に関する記事は一応措くとしても、それ以外の多くの記事を七世紀中葉の政治・社会そして信仰などの状況を窺う素材として扱うには、多くの疑問が含まれるといえよう。それゆえ、皇極紀の諸記事をそのまま史料として利用した従来の研究は、ここで改めて検討され、書紀編纂の八世紀初頭前後の時代性が十分考慮される必要があると考える。それが書紀という編纂物を史料として利用する場合の基本的態度である。

註

- (1) これは、次の六年条「百姓流離、或有背叛ニ云々」の伊勢神宮及び大倭神社創祀譚の起因となる記事と考えられる。
- (2) 所謂「木連理」で、延喜治部式では下瑞とされる。また、搜神記卷七では「誅罰」の木とされる。
- (3) 漢書元帝紀初元元年条に「九月、関東郡国十一大水、饑、或人相食、転旁郡錢穀以相救」とあるのに拠り、欽明紀二十八年条唯一の記事であることが注意される。
- (4) 相原俊二『『呂氏春秋』の時令説』(史学雑誌七六一・二・七七―一)
- (5) 鈴木靖民「皇極紀朝鮮関係記事の基礎的研究」(国史学八二・八三)
- (6) 坂本太郎「天智紀の史料批判」(『日本古代史の基礎的研究上』所収)・太田善磨「日本書紀の編修と分担方式」(史学雑誌六七―一二)・後藤四郎「大化前後における阿曇氏の活動」(日本歴史二二六)
- (7) 延喜治部式に中瑞とある。あるいは次の蘇我大臣の請雨失敗と対比させ、その驕横を逆説的に示したものか。
- (8) 参考までにあげると、新唐書五行志に「中和三年、浙西天鳴声如転磨、無雲而雨。(中略)占曰、無雲而雨、是謂天泣」とある。岩波日本古典文学大系『日本書紀下』一五〇頁の頭註は漢書五行志とするが、誤りか。
- (9) 物部守屋による仏像廃棄の記述のなかにあらわれ、仏難と関係するであろう。
- (10) 漢書五行志・後漢書献帝紀初平四年条など、例の多い句である。
- (11) 梅原隆章「日本古代における雨乞い」(日本歴史七四)
- (12) 旧唐書則天武后紀載初元年七月条「有沙門十人、偽撰大雲經一表上之、盛言神皇受命之事、制頒於天下、令諸州各置大雲寺、総度僧千人」
- (13) 『仏教大辞典』第五卷(富山房)に拠る。
- (14) 舒明紀十一年七月条「詔曰、今年、造作大宮及大寺、則以百濟川側為宮処、是以、西民造宮、東民作寺、便以書直隕為大匠」
- (15) 内容的には重出記事の可能性もある。堅田修「大安寺の草創について」(大谷史学五)など、百濟大寺建立の再立願とみ

るなど、史料として生かす説も多い。

- (16) この説の源流は、呂氏春秋十二月紀にあるという(相原俊二、前掲論文)。他に淮南子時則訓にもみえる。

- (17) 志田諄一「皇極朝の問題について」(続日本紀研究七一五)

- (18) 江畑武「推古・舒明・皇極朝の災異記事」(『日本書紀研究第五冊』所収)

- (19) 渡辺茂「『舒明紀』論」(人文論究一二)

- (20) 推古紀三十二年十月癸卯条。

- (21) 『論語注疏』(四庫全書)

- (22) 橘守部「稜威言別」(全集三所収)

- (23) 礼記曾子問「天無二日、土無二王」などの類例があり、推古紀十二年条の十七条憲法(十二条)・孝徳即位前紀などにもこれに拠った句がみえる。

- (24) 鈴木靖民、前掲論文。

- (25) 志田諄一、前掲論文。ただし、志田氏は、二・三月条の「冬令」を、それぞれ「国内巫覡云々」と「茨田池水変」にもかけて考えられている。

- (26) 大谷光男「上古の暦日及び天文に関する諸問題」(日本歴史二三一)

- (27) 河村秀根『書紀集解』

- (28) 津田左右吉『日本古典の研究下』一四二頁。

- (29) 坂本太郎「日本書紀の分註について」(『日本古代史の基礎的研究上』所収)・太田善磨『古代日本文学思潮論(Ⅲ)』
- (30) 土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』・『古代歌謡の世界』

皇極紀の構成について

- (31) 藤沢典彦「日本書紀の火災記事について」(古代研究一)

- (32) 一木紀子「皇極紀の編述に関する一考察」(親和国文三)

- (33) 坂本太郎『大化改新の研究』七五頁・横田健一「大織冠伝と日本書紀」(続日本紀研究五一九・一〇〇)・一木紀子、前掲論文。

- (34) 延喜治部式に下瑞とある。

- (35) 註(2)参照。

- (36) 下出積与「伊勢大神の神使の性格」(続日本紀研究三一五)

- (37) 門脇禎二『大化改新』論二〇九頁。

- (38) 参考までに述べると、剣池は、蘇我氏遠祖孝元天皇陵の伝承地である。

- (39) 足立康「難波遷都と鼠の話」(史迹と美術七一)・谷内祖道「日本書紀鼠妖考」(大倉山論集七)

- (40) 直木孝次郎「伊勢神宮」(『日本古代の氏族と天皇』所収)

- (41) 岩波日本古典文学大系『日本書紀下』二六一頁頭註。

- (42) 註(33)参照。

- (43) 横田健一、前掲論文。

- (44) 太田善磨、前掲書(第六章)。

- (45) 魏志高貴卿公髦伝に「堯順考古道而行之」とある。

- (46) 史記敬仲完世家に「吾臣有種首者、便備盜賊、則道不拾遺」・淮南子汜論訓に「齊以_レ此三十二歲道路不_レ拾遺」とある。

- (47) 小島憲之氏は、「最後の成立に於ける修補は、推古紀・舒明紀・皇極紀ともに同一人であったものとみるべきであろう」

とされる。「上代日本文学と中国文学上」四七二頁。

(48) 例をあげると、次のようなものがある。《推古紀》地動

(史記孝景紀)・有赤氣(漢書獻帝紀)・桃李花之(漢書五行志、桃李華)・日有蝕盡之(後漢書五行志、日有蝕之)・雹零大如桃子(後漢書五行志、兩雹大如雞子)

《舒明紀》長星見南方(漢書文帝紀、有長星出于東方)・大風折木發屋(漢書武帝紀、大風發屋折木)・桃李花(漢書五行志、桃李華)・無雲而雷(漢書五行志、後漢書獻帝紀)

(49) 太田善麿、前掲書。他に鴻巣隼雄「日本書紀の編纂に就いて」(日本諸学研究三)・藤井信男「日本書紀各卷成立の一考察」(大倉山論集一)などがある。